

雇児発0405第10号
平成24年4月5日

都道府県知事
各指定都市市長 殿
児童相談所設置市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

「里親制度の運営について」の一部改正について

標記については、平成14年9月5日付雇児発第0905002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「里親制度の運営について」により行われているところであるが、今般、その一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成24年4月1日から適用することとしたので通知する。

(別紙) 「里親制度の運営について」の一部改正 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: right;">雇児発第0905002号 平成14年9月5日</p> <p>【一部改正】平成16年12月28日雇児発第1228001号 【一部改正】平成18年4月3日雇児発第0403016号 【一部改正】平成21年3月31日雇児発第0331008号 【一部改正】平成23年3月30日雇児発0330第8号 【一部改正】平成23年9月1日雇児発0901第2号 【一部改正】平成24年4月5日雇児発0405第10号</p> <p>都道府県知事 各指定都市市長 殿 児童相談所設置市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">里親制度の運営について</p> <p>標記については、今後の里親制度の運営に関し留意すべき事項を別紙のとおり里親制度運営要綱として定めたので、御了知の上、その取扱いに遺漏のないよう努められたい。 この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。</p>	<p style="text-align: right;">雇児発第0905002号 平成14年9月5日</p> <p>【一部改正】平成16年12月28日雇児発第1228001号 【一部改正】平成18年4月3日雇児発第0403016号 【一部改正】平成21年3月31日雇児発第0331008号 【一部改正】平成23年3月30日雇児発0330第8号 【一部改正】平成23年9月1日雇児発0901第2号</p> <p>都道府県知事 各指定都市市長 殿 児童相談所設置市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">里親制度の運営について</p> <p>標記については、今後の里親制度の運営に関し留意すべき事項を、別紙のとおり里親制度運営要綱として定めたので、御了知の上、その取扱いに遺漏のないよう努められたい。 この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。</p>

別紙

里親制度運営要綱

第1 (略)

第2 里親制度の運営

- 1 里親制度は、都道府県知事（指定都市にあつては、指定都市の市長とし、児童相談所設置市にあつては、児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。）、児童相談所長、福祉事務所長、児童委員及び児童福祉施設の長が、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号。以下「政令」という。）、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「省令」という。）及び里親が行う養育に関する最低基準（平成14年厚生労働省令第116号。以下「最低基準」という。）のほか、この「里親制度運営要綱」、平成23年3月30日雇児発0330第9号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「里親委託ガイドラインについて」、平成24年3月29日雇児発0329第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別添6「里親及びファミリーホーム養育指針」等により、それぞれ運営し、関与するものであること。

2及び3 (略)

- 4 児童福祉施設の長は、里親とパートナーとして相互に連携をとり、協働して児童の健全育成を図るよう、里親制度の積極的な運用に努めること。特に、児童福祉施設に配置されている家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員等は、児童相談所や里親支援機関等と連携し、里親への支援等に努めること。

第3 里親制度の概要

1 里親の種類

里親は、法第6条の4に定義されており、里親の種類は、養育里親、専門里親、養子縁組里親、親族里親であること。

(1) 養育里親

保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童（以下「要保護児童」という。）を養育することを希望し、かつ、省令で定める要件を満たす者であつて、都道府県知事が要保護児童を委託する者として適当と認め、養育里親名簿に登録されたものをいう。〔法第6条の4第2項〕

なお、法令上、養育里親は、専門里親を含むものとして規定されているが、この要綱においては専門里親を除く養育里親を単に養育里親という。

(2) (略)

(3) 養子縁組里親

要保護児童を養育することを希望する者であつて、養子縁組によって養親となることを希望するもののうち、都道府県知事が児童を委託する者として適当と認めるものをいう。〔法第6条の4第1項、省令第1条の33第2項第1号〕

(4) 親族里親

要保護児童の扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）に定める扶養

別紙

里親制度運営要綱

第1 (略)

第2 里親制度の運営

- 1 里親制度は、都道府県知事（指定都市にあつては、指定都市の市長とし、児童相談所設置市にあつては、児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。）、児童相談所長、福祉事務所長、児童委員及び児童福祉施設の長が、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号。以下「政令」という。）、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「省令」という。）及び里親が行う養育に関する最低基準（平成14年厚生労働省令第116号。以下「最低基準」という。）のほか、この「里親制度運営要綱」及び平成23年3月30日雇児発0330第9号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「里親委託ガイドラインについて」等により、それぞれ運営し、関与するものであること。

2及び3 (略)

- 4 児童福祉施設の長は、里親とパートナーとして相互に連携をとり、協働して児童の健全育成を図るよう、里親制度の積極的な運用に努めること。特に、児童福祉施設に配置されている家庭支援専門相談員等は、児童相談所や里親支援機関等と連携し、里親への支援等に努めること。

第3 里親制度の概要

1 里親の種類

里親は、法第6条の3に定義されており、里親の種類は、養育里親、専門里親、養子縁組里親、親族里親であること。

(1) 養育里親

保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童（以下「要保護児童」という。）を養育することを希望し、かつ、省令で定める要件を満たす者であつて、都道府県知事が要保護児童を委託する者として適当と認め、養育里親名簿に登録されたものをいう。〔法第6条の3第2項〕

なお、法令上、養育里親は、専門里親を含むものとして規定されているが、この要綱においては専門里親を除く養育里親を単に養育里親という。

(2) (略)

(3) 養子縁組里親

要保護児童を養育することを希望する者であつて、養子縁組によって養親となることを希望するもののうち、都道府県知事が児童を委託する者として適当と認めるものをいう。〔法第6条の3第1項、省令第1条の33第2項第1号〕

(4) 親族里親

要保護児童の扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）に定める扶養

義務者をいう。以下同じ。)及びその配偶者である親族であつて、要保護児童の両親その他要保護児童を現に監護する者が死亡、行方不明、拘禁、疾病による入院等の状態になったことにより、これらの者による養育が期待できない要保護児童の養育を希望する者のうち、都道府県知事が児童を委託する者として適当と認めるものをいう。〔法第6条の4第1項、省令第1条の3第2項第2号〕

2 里親認定の要件

都道府県知事は、都道府県児童福祉審議会（法第8条第1項ただし書に規定する都道府県にあつては、地方社会福祉審議会とする。以下同じ。）の意見を聴いて、要保護児童を委託する者として適当と認める者を里親として認定すること。〔法第6条の4第1項、政令第29条〕

また、里親認定の要件は、次のとおりであること。

(1) 養育里親

①及び② (略)

③ 都道府県知事が行う養育里親研修を修了していること。〔法第6条の4第2項、省令第1条の35第3号〕

④ 里親本人又はその同居人が次の欠格事由に該当していないこと。〔法第34条の20第1項、政令第35条〕

ア～エ (略)

(2)～(4) (略)

3 (略)

第4 里親の認定等

1 里親認定等の共通事項

(1) 里親となることを希望する者（以下「里親希望者」という。）は、居住地の都道府県知事に対し、申請書を提出しなければならないこと。

なお、この書面には省令に規定する事項を記載させるほか、必要に応じて健康状態を調査するための健康診断書、経済状態を確認するための書類等を提出させること。

(2) (略)

(3) 児童相談所長は、申請書の提出があつた場合には、児童福祉司等を里親希望者の家庭に派遣し、その適否について十分な調査を行った上、その適否を明らかにする書類を申請書に添付して、都道府県知事に送付すること。

(4) 児童相談所長は、法第34条の20第1項の欠格事由については、里親希望者に本人又はその同居人が欠格事由（里親希望者の同居人にあつては、同項第1号を除く。）に該当しない旨を申し出る書類の提出を依頼すること、市町村に犯罪歴を証明する書類の提出を依頼すること等により適宜確認すること。

(5)～(8) (略)

2 養育里親及び専門里親の認定等

(1) 申請書及び添付書類〔省令第36条の41〕

養育里親希望者及び専門里親希望者の申請書の記載事項及び添付書類は、次のとおりであること。

① (略)

義務者をいう。以下同じ。)及びその配偶者である親族であつて、要保護児童の両親その他要保護児童を現に監護する者が死亡、行方不明、拘禁、疾病による入院等の状態になったことにより、これらの者による養育が期待できない要保護児童の養育を希望する者のうち、都道府県知事が児童を委託する者として適当と認めるものをいう。〔法第6条の3第1項、省令第1条の3第2項第2号〕

2 里親認定の要件

都道府県知事は、都道府県児童福祉審議会（法第8条第1項ただし書に規定する都道府県にあつては、地方社会福祉審議会とする。以下同じ。）の意見を聴いて、要保護児童を委託する者として適当と認める者を里親として認定すること。〔法第6条の3第1項、政令第29条〕

また、里親認定の要件は、次のとおりであること。

(1) 養育里親

①及び② (略)

③ 都道府県知事が行う養育里親研修を修了していること。〔法第6条の3第2項、省令第1条の35第3号〕

④ 里親本人又はその同居人が次の欠格事由に該当していないこと。〔法第34条の19第1項、政令第35条〕

ア～エ (略)

(2)～(4) (略)

3 (略)

第4 里親の認定等

1 里親認定等の共通事項

(1) 里親となることを希望する者（以下「里親希望者」という。）は、居住地の都道府県知事に対し、申請書を提出しなければならないこと。

なお、この書面には省令に規定する事項を記載させるほか、健康状態を調査するための健康診断書、経済状態を確認するための書類等を提出させること。

(2) (略)

(3) 児童相談所長は、申請書の提出があつた場合には、児童福祉司等を里親希望者の家庭に派遣し、又は福祉事務所長若しくは児童委員に調査委嘱を行う等の措置を採り、その適否について十分な調査を行った上、その適否を明らかにする書類を申請書に添付して、都道府県知事に送付すること。

(4) 児童相談所長は、法第34条の19第1項の欠格事由については、里親希望者に本人又はその同居人が欠格事由（里親希望者の同居人にあつては、同項第1号を除く。）に該当しない旨を申し出る書類の提出を依頼すること、市町村に犯罪歴を証明する書類の提出を依頼すること等により適宜確認すること。

(5)～(8) (略)

2 養育里親及び専門里親の認定等

(1) 申請書及び添付書類〔省令第36条の41〕

養育里親希望者及び専門里親希望者の申請書の記載事項及び添付書類は、次のとおりであること。

① (略)

② 申請書に添付する書類

ア～ウ (略)

エ 欠格事由（里親希望者の同居人にあつては、法第34条の20第1項第1号を除く。）のいずれにも該当しない者であることを証する書類

オ～ク (略)

(2) 養育里親名簿の登録〔法第34条の19、省令第36条の40〕

都道府県知事は、養育里親又は専門里親の認定後速やかに次の事項を養育里親名簿に登録すること。

ア～ク (略)

(3) (略)

(4) 取消し及び変更の届出〔省令第36条の43〕

① 養育里親又は専門里親が次の場合に至ったときは、次の者が、次の期間内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならないこと。

ア及びイ (略)

ウ 法第34条の20第1項第2号から第4号までに該当するに至った場合は、当該養育里親又は専門里親本人が、その日から30日以内に

エ (略)

② (略)

(5)～(9) (略)

3及び4 (略)

第5 里親への委託等

1 委託等の共通事項

(1) 都道府県知事の役割

ア～カ (略)

キ 都道府県知事は、里親に委託されている児童の保護がより適切に行われると認められる場合には、児童に情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に通所させ、又は障害児通所支援を受けさせることができること。

ク～サ (略)

(2) (略)

2～5 (略)

第6 里親が行う児童の養育

1 里親が行う児童の養育についての指針は、平成24年3月29日雇児発0329第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別添6「里親及びファミリーホーム養育指針」のとおりであること。

2 都道府県知事は、委託児童に対して適切な社会的な養育を行うため、必要に応じて、児童相談所、里親支援機関、里親、児童委員、里親支援専門相談員、福祉事務所などによる養育チームを編成し、会議を開催するなど、児童の養育について協議し、里親の行う児童の養育の向上を図ること。

3～10 (略)

第7 里親が行う養育に関する最低基準

② 申請書に添付する書類

ア～ウ (略)

エ 欠格事由（里親希望者の同居人にあつては、法第34条の19第1項第1号を除く。）のいずれにも該当しない者であることを証する書類

オ～ク (略)

(2) 養育里親名簿の登録〔省令第36条の40〕

都道府県知事は、養育里親又は専門里親の認定後速やかに次の事項を養育里親名簿に登録すること。

ア～ク (略)

(3) (略)

(4) 取消し及び変更の届出〔省令第36条の43〕

① 養育里親又は専門里親が次の場合に至ったときは、次の者が、次の期間内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならないこと。

ア及びイ (略)

ウ 法第34条の19第1項第2号から第4号までに該当するに至った場合は、当該養育里親又は専門里親本人が、その日から30日以内に

エ (略)

② (略)

(5)～(9) (略)

3及び4 (略)

第5 里親への委託等

1 委託等の共通事項

(1) 都道府県知事の役割

ア～カ (略)

キ 都道府県知事は、里親に委託されている児童の保護がより適切に行われると認められる場合には、児童に通所施設等（情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児通園施設、児童デイサービス）の指導訓練を受けさせることができること。

ク～サ (略)

(2) (略)

2～5 (略)

第6 里親が行う児童の養育

1 里親が行う児童の養育は、児童福祉法等の規定に基づき、誠実に行うこと。

2 都道府県知事は、委託児童に対して適切な社会的な養育を行うため、必要に応じて、児童相談所、里親支援機関、里親、児童委員、児童福祉施設、福祉事務所などによる養育チームを編成し、会議を開催するなど、児童の養育について協議し、里親の行う児童の養育の向上を図ること。

3～10 (略)

第7 里親が行う養育に関する最低基準

1～8 (略)

9 給付金として支払を受けた金銭の管理

里親は、委託児童に係る厚生労働大臣が定める給付金の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。〔最低基準第9条の2〕

(1) 当該委託児童に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。）をその他の財産と区分すること。

(2) 委託児童に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。

(3) 委託児童に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。

(4) 当該委託児童の委託が解除された場合には、速やかに、委託児童に係る金銭を当該委託児童に取得させること。

10 自立支援計画の遵守

里親は、児童相談所長があらかじめ当該里親並びにその養育する委託児童及びその保護者の意見を聴いて当該委託児童ごとに作成する自立支援計画に従って、当該委託児童を養育しなければならないこと。〔最低基準第10条〕

11 秘密保持

里親は、正当な理由なく、その業務上知り得た委託児童又はその家族の秘密を漏らしてはならないこと。〔最低基準第11条〕

12 記録の整備

里親は、委託児童の養育の状況に関する記録を整備しておかなければならないこと。〔最低基準第12条〕

13 苦情等への対応

(1) 里親は、その行った養育に関する委託児童からの苦情その他の意思表示に対し、迅速かつ適切に対応しなければならないこと。〔最低基準第13条第1項〕

(2) 里親は、その行った養育に関し、都道府県知事から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならないこと。〔最低基準第13条第2項〕

14 都道府県知事への報告

(1) 里親は、都道府県知事からの求めに応じ、次に掲げる事項に関し、定期的に報告を行わなければならないこと。〔最低基準第14条第1項〕

ア 委託児童の心身の状況

イ 委託児童に対する養育の状況

ウ その他都道府県知事が必要と認める事項

(2) 里親は、委託児童について事故が発生したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に届け出なければならないこと。〔最低基準第14条第2項〕

(3) 里親は、病気その他やむを得ない事由により当該委託児童の養育を継続することが困難になったときは、遅滞なく、理由を付してその旨を都道府県知事に届け出なければならないこと。〔最低基準第14条第3項〕

15 関係機関との連携

里親は、委託児童の養育に関し、児童相談所、里親支援機関、当該委託児童の就学する学校その他の関係機関と密接に連携しなければならないこと。〔最低基準第15条〕

16 養育する委託児童の年齢

里親が養育する委託児童は、18歳未満の者とする。ただし、都道府県

1～8 (略)

9 自立支援計画の遵守

里親は、児童相談所長があらかじめ当該里親並びにその養育する委託児童及びその保護者の意見を聴いて当該委託児童ごとに作成する自立支援計画に従って、当該委託児童を養育しなければならないこと。〔最低基準第10条〕

10 秘密保持

里親は、正当な理由なく、その業務上知り得た委託児童又はその家族の秘密を漏らしてはならないこと。〔最低基準第11条〕

11 記録の整備

里親は、委託児童の養育の状況に関する記録を整備しておかなければならないこと。〔最低基準第12条〕

12 苦情等への対応

(1) 里親は、その行った養育に関する委託児童からの苦情その他の意思表示に対し、迅速かつ適切に対応しなければならないこと。〔最低基準第13条第1項〕

(2) 里親は、その行った養育に関し、都道府県知事から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならないこと。〔最低基準第13条第2項〕

13 都道府県知事への報告

(1) 里親は、都道府県知事からの求めに応じ、次に掲げる事項に関し、定期的に報告を行わなければならないこと。〔最低基準第14条第1項〕

ア 委託児童の心身の状況

イ 委託児童に対する養育の状況

ウ その他都道府県知事が必要と認める事項

(2) 里親は、委託児童について事故が発生したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に届け出なければならないこと。〔最低基準第14条第2項〕

(3) 里親は、病気その他やむを得ない事由により当該委託児童の養育を継続することが困難になったときは、遅滞なく、理由を付してその旨を都道府県知事に届け出なければならないこと。〔最低基準第14条第3項〕

14 関係機関との連携

里親は、委託児童の養育に関し、児童相談所、里親支援機関、当該委託児童の就学する学校その他の関係機関と密接に連携しなければならないこと。〔最低基準第15条〕

15 養育する委託児童の年齢

里親が養育する委託児童は、18歳未満の者とする。ただし、都道府県

知事が委託児童、その保護者及び児童相談所長からの意見を勘案して必要と認めるときは、児童福祉法第31条第2項の規定に基づき当該委託児童が満20歳に達する日までの間、養育を継続することができること。〔最低基準第16条〕

1.7 養育する委託児童の人数の限度

- (1) 里親が同時に養育する委託児童及び当該委託児童以外の児童の人数の合計は、6人（委託児童については4人）を超えることができないこと。〔最低基準第17条第1項〕
- (2) 専門里親が同時に養育する委託児童の人数は、児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童、非行のある若しくは非行に結びつくおそれのある行動をする児童又は身体障害、知的障害若しくは精神障害がある児童（以下「被虐待児童等」という。）については、2人を超えることができないこと。〔最低基準第17条第2項〕

1.8 委託児童を養育する期間の限度

専門里親による被虐待児童等の養育は、当該養育を開始した日から起算して2年を超えることができないこと。ただし、都道府県知事が当該委託児童、その保護者及び児童相談所長からの意見を勘案して必要と認めるときは、当該期間を更新することができること。〔最低基準第18条〕

1.9 再委託の制限

里親は、次に掲げる場合を除き、委託児童の養育を他の者に委託してはならないこと。〔最低基準第19条〕

- (1) 都道府県知事が、里親からの申請に基づき、児童相談所長と協議して、当該里親の心身の状況等にかんがみ、当該里親が養育する委託児童を一時的に他の者に委託することが適当であると認めるとき。
- (2) (1)のほか、特にやむを得ない事情があると都道府県知事が認めるとき。

2.0 家庭環境の調整への協力

専門里親は、児童相談所長が児童家庭支援センター、里親支援機関、児童委員、福祉事務所等の関係機関と連携して行う委託児童の家庭環境の調整に協力しなければならないこと。〔最低基準第20条〕

第8 (略)

第9 里親への支援

1～3 (略)

4 里親への支援に当たっては、児童養護施設及び乳児院に配置される里親支援専門相談員と連携して行うこと。

なお、里親支援専門相談員については平成24年4月5日雇児発0405第11号「家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」で定めていること。

5 都道府県知事は、里親から都道府県知事による再委託の措置（一時的な休息のための援助（レスパイト・ケア）の措置）の申出があった場合、又は里親の精神的・肉体的疲労度等から都道府県知事による再委託の措置（一時的な休息のための援助の措置）を必要と判断した場合には、児童の養育に配慮し、速や

知事が委託児童、その保護者及び児童相談所長からの意見を勘案して必要と認めるときは、児童福祉法第31条第2項の規定に基づき当該委託児童が満20歳に達する日までの間、養育を継続することができること。〔最低基準第16条〕

1.6 養育する委託児童の人数の限度

- (1) 里親が同時に養育する委託児童及び当該委託児童以外の児童の人数の合計は、6人（委託児童については4人）を超えることができないこと。〔最低基準第17条第1項〕
- (2) 専門里親が同時に養育する委託児童の人数は、児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童、非行のある若しくは非行に結びつくおそれのある行動をする児童又は身体障害、知的障害若しくは精神障害がある児童（以下「被虐待児童等」という。）については、2人を超えることができないこと。〔最低基準第17条第2項〕

1.7 委託児童を養育する期間の限度

専門里親による被虐待児童等の養育は、当該養育を開始した日から起算して2年を超えることができないこと。ただし、都道府県知事が当該委託児童、その保護者及び児童相談所長からの意見を勘案して必要と認めるときは、当該期間を更新することができること。〔最低基準第18条〕

1.8 再委託の制限

里親は、次に掲げる場合を除き、委託児童の養育を他の者に委託してはならないこと。〔最低基準第19条〕

- (1) 都道府県知事が、里親からの申請に基づき、児童相談所長と協議して、当該里親の心身の状況等にかんがみ、当該里親が養育する委託児童を一時的に他の者に委託することが適当であると認めるとき。
- (2) (1)のほか、特にやむを得ない事情があると都道府県知事が認めるとき。

1.9 家庭環境の調整への協力

専門里親は、児童相談所長が児童家庭支援センター、里親支援機関、児童委員、福祉事務所等の関係機関と連携して行う委託児童の家庭環境の調整に協力しなければならないこと。〔最低基準第20条〕

第8 (略)

第9 里親への支援

1～3 (略)

4 都道府県知事は、里親から都道府県知事による再委託の措置（一時的な休息のための援助（レスパイト・ケア）の措置）の申出があった場合、又は里親の精神的・肉体的疲労度等から都道府県知事による再委託の措置（一時的な休息のための援助の措置）を必要と判断した場合には、児童の養育に配慮し、速や

かに、委託児童を都道府県があらかじめ定めた乳児院、児童養護施設等又は他の里親に再委託する適切な対応を図ること。

なお、具体的には、平成14年9月5日雇児発第0905006号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「里親の一時的な休息のための援助の実施について」で定めていること。

6 都道府県知事による再委託の措置（一時的な休息のための援助の措置）を受けようとする里親は、この措置により児童が心理的に傷つかないように、この措置により児童が委託される里親や児童福祉施設との間で、良好な関係を築くよう努めること。

第10～第14 （略）

かに、委託児童を都道府県があらかじめ定めた乳児院、児童養護施設等又は他の里親に再委託する適切な対応を図ること。

なお、具体的には、平成14年9月5日雇児発第0905006号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「里親の一時的な休息のための援助の実施について」で定めていること。

5 都道府県知事による再委託の措置（一時的な休息のための援助の措置）を受けようとする里親は、この措置により児童が心理的に傷つかないように、この措置により児童が委託される里親や児童福祉施設との間で、良好な関係を築くよう努めること。

第10～第14 （略）